

# MR F 及びMMF の運営に関する規則

平成16年 3月19日制定  
平成16年 7月16日改正  
平成16年11月19日改正  
平成17年 3月18日改正  
平成18年 5月24日改正  
平成18年 6月19日改正  
平成19年 9月21日改正  
平成19年11月16日改正  
平成19年12月21日改正  
平成20年 9月19日改正  
平成21年 1月16日改正  
平成22年10月14日改正  
平成24年12月20日改正  
平成28年 7月21日改正  
令和 5年 1月19日改正

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規則は、マネー・リザーブ・ファンド（以下「MR F」という。）及びマネー・マネージメント・ファンド（以下「MMF」という。）の運用に関する事項、組入資産の評価に関する事項及び販売に関する事項等を定め、MR F 及びMMF（以下「MR F 等」という。）の運用の安定化等を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

### (定 義)

第1条の2 この規則においてMR F とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、以下「投信法施行規則」という。）第13条第2号イに規定する公社債投資信託（この条において「公社債投資信託」という。）であって、投信法施行規則第25条第2号に規定する要件を満たすもので、かつ、権利者と金融商品取引業者等（金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第29条の規定に基づき内閣総理大臣の登録を受けた者をいう。）及び登録金融機関（金商法第33条の2の規定に基づき登録を受けた金融機関をいう。）並びに外国の法令に準拠して設立された法人でこれらに類する者をいう。以下同じ。）との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的として、その受益権が実質的に自然人である個人（法人による取得又は保有であっても、自然人である個人が取得・一部解約の投資の判断を行うものを含む。以下同じ。）を対象として取得又は保有されるものをいう。

2 この規則においてMMF とは、公社債投資信託であって、投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）第59条第1項第2号に規定する要件を満たすもので、かつ、元本の安定性に配慮しつつ、市場の実勢金利に沿った収益を得ることを目的として運用されるものをいう。

## 第2章 MMFに関する特例 (削除)

(第2条 ~第18条 削除)

## 第3章 MR F等の運営に関する事項

(MR F等の投資対象等)

第19条 MR F等が投資することができる有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

- (1) 国債証券
  - (2) 地方債証券
  - (3) 特別の法律により法人の発行する債券
  - (4) 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)に規定する特定社債券(資産流動化計画に新優先出資の引受権のみを譲渡することができる旨の定めがない場合における新優先出資引受権付特定社債券及び転換特定社債券を除く。)
  - (5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券、新株予約権付社債券及び転換社債券を除く。)
  - (6) コマーシャル・ペーパー(以下「CP」という。)
  - (7) 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で、前6号の証券の性質を有するもの
  - (8) 外国の者の発行する証券又は証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもの
  - (9) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - (10) 貸付債権信託受益権(金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券及び同条第2項第1号に規定する信託の受益権のうち銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号)第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び金商法施行令(昭和40年政令第321号)第1条の9各号に掲げる金融機関又は信託会社の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。)の受益権、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するもの並びに外国の者に対する権利で同様の権利の性質を有するものをいう。)
  - (11) 指定金銭信託(投信法施行規則第22条第1項第2号に規定する元本の補填の契約をした金銭信託の受益権であり、かつ、金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券の性質又は同条第2項第1号に規定する信託の受益権の性質を有するものをいう。)
- 2 前項に規定する有価証券のほか、MR F等が投資できる資産は、次に掲げる資産(以下「金融商品」という。)とする。
- (1) 預金
  - (2) コール・ローン
  - (3) 手形割引市場において売買される手形
- 3 MR F等において運用の指図を行うことのできる取引は、次に掲げる取引とする。
- (1) 有価証券の貸付
  - (2) 債券の貸借取引
  - (3) 現先取引
  - (4) 資金の借入(解約金の支払い又は分配金の支払いのための資金の借入に限る。)

4 前項第4号に規定する資金の借入は、MR F及びMMFの運営に関する規則に関する細則（以下、「MR F等の運営細則」という。）の定める限度額の範囲で行うことができるものとする。

\* 細則第2条

（組入れる有価証券等の範囲）

第20条 MR F等が組入れることができる有価証券の範囲は、前条第1項に規定する有価証券のうち、次に掲げる有価証券とする。

- （1）わが国の国債証券、政府保証債券及び日本銀行が発行する債権（以下、「国債等」という。）
- （2）前号に規定する有価証券以外の有価証券で1社以上の信用格付業者等（金商法第2条第36項に規定する信用格付業者及び金融商品取引業に関する内閣府令第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）からA－相当以上の長期信用格付又はA－2相当以上の短期信用格付を受けているもの
- （3）前2号に規定する有価証券以外の有価証券で信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち、投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、以下「委託会社」という。）がその発行者の財務内容等を基に前号に規定するものと同等の信用力を有するものと認めたもの

2 MR F等が組入れることができる金融商品の範囲は、次に掲げる金融商品とする。

- （1）取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているもの
- （2）前号に規定するもの以外の金融商品で次のいずれかに該当するもの
  - イ 1社以上の信用格付業者等からA－相当以上の長期信用格付又はA－2相当以上の短期信用格付を受けているもの
  - ロ 信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち、委託会社がその発行者の財務内容等を基にイに規定するものと同等の信用力を有するものと認めたもの

（運用指図できる取引の範囲）

第21条 第19条第3項に規定する取引は、次に掲げる取引先又は取引対象の範囲で行うものとする。

- （1）有価証券の貸付は、次のいずれかに該当する者に貸し付けるものであること
  - イ 1社以上の信用格付業者等からA－相当以上の長期信用格付又はA－2相当以上の短期信用格付を受けている者
  - ロ 信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち、委託会社がその財務内容を基にイに規定する者と同等の信用力を有するものと認めた者
- （2）債券の貸借取引は、当該取引の対象となる債券が第20条第1項に規定するいずれかの有価証券に該当するものであること
- （3）現先取引は、当該取引の対象となる有価証券及び金融商品が第20条第1項又は第2項に規定するいずれかの有価証券又は金融商品に該当するものであること

（格付による基準に係る留意事項）

第21条の2 この規則において規定する格付による基準及びこれらの規定に従い保有している資産に係る格付は、格付対象に係る信用力を判定する上での一部の要素に過ぎないことを考慮し、こ

れを機械的に利用することは差し控えるとともに、格付以外の要素を含めた総合的な要素を考慮の上、信用力その他について社内管理を適切に行うものとする。

(投資制限)

第22条 有価証券等（第20条第1項に規定する有価証券（現先取引の対象となる債券及び債券の貸借取引に係る借入債券を含む。）及び同条第2項に規定する金融商品（現先取引の対象となる金融商品を含む。）をいう。以下この条において同じ。）のうち2社以上の信用格付業者等からAA－相当以上の長期信用格付又はA-1相当以上の短期信用格付を受けているもの、並びに信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち委託会社が当該信用格付と同等の信用力を有するものと認めたもの以外の有価証券等への投資の額は、純資産総額の5%以内の額とする。

2 同一法人等が発行する有価証券等若しくは取扱う有価証券等への投資の合計額は、次に掲げる額の範囲内とする。

(1) 2社以上の信用格付業者等からAA－相当以上の長期信用格付又はA-1相当以上の短期信用格付を受けているもの、若しくは信用格付業者等から信用格付を受けていないもののうち委託会社が当該信用格付と同等の信用力を有するものと認めたものは、純資産総額の5%以内の額とする。

(2) 前号に規定する有価証券等以外の有価証券等は、純資産総額の1%以内の額とする。

3 前2項の規定は、第20条第1項第1号に規定する有価証券について適用しない。

4 取引期間が5営業日以内のコール・ローンについては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、同一の取引先に係る組入れの合計額は、純資産総額の25%以内とする。ただし、取引期間が5営業日以内のコール・ローンであって、取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けているものについては、この限りではない。

5 MRF等に組入れることができる資産は、円貨で約定し円貨で決済するものに限るものとする。

6 債券について時価が入手できないものはMRF等に組入れないものとする。

7 私募（金商法第2条第3項に規定する私募をいう。）により発行された有価証券（短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債、保険業法（平成7年法律第105号）第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第62条の2第1項に規定する短期農林債及び一般振替機関の監督に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第1号）第38条第2項に規定する短期外債をいう。）を除く。）、証券化関連商品及び取得時において償還金等が不確定な仕組債等でMRF等の運営細則で定めるものへの投資並びに有価証券先物取引及び金融先物取引等の派生商品への運用の指図は行わないものとする。

\* 細則第3条

8 MRF等の運用において債券の空売りは行わないものとする。

(MRF等に組入れられる資産の残存期間)

第23条 MRF等に組入れられる一の有価証券等（第20条第1項に規定する有価証券及び同条第2項に規定する金融商品をいう。以下同じ。）（預金（譲渡性預金を除く。）を除く。）の残存期

間は、1年を超えないものとする。

- 2 MR F等の運用における現先取引に係る有価証券等の残存期間若しくは現先取引及び債券の貸借取引の取引期間は、1年を超えないものとする。

(MR F等に組入れられる資産の平均残存期間)

第24条 MR F等の組入資産のWAL (Weighted Average Life : 加重平均残余期間) 方式の平均残存期間 (MR F等の運営細則で定める計算方法により算出された期間をいう。) は、90日を超えないものとする。

ただし、WAM (Weighted Average Maturity : 加重平均満期) 方式の平均残存期間 (MR F等の運営細則で定める計算方法により算出された期間をいう。) は60日を超えないものとする。

\* 細則第4条、第4条の2

\* 委員会決議1

(その他の制限)

第25条 有価証券 (第20条第1項に規定する有価証券をいう。以下同じ。) を取得する際における約定日 (投資信託財産計上日をいう。) から受渡日までの期間は、10営業日を超えないものとする。

(投資制限比率を超えることとなった場合の調整)

第26条 委託会社は、やむを得ない事由によりこの規則において規定する投資制限比率を超えることとなった場合には、市場やMR F等の信託財産への影響を考慮しつつ、速やかに当該比率の範囲内となるよう調整するものとする。

(MR F等の組入有価証券の評価及び償却原価法による評価)

第27条 MR F等に組入れた有価証券の評価は、原則として時価により評価するものとし、当該時価は組入有価証券の銘柄毎に委託会社が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。

(1) 日本証券業協会が発表する店頭売買参考統計値 (平均値)

(2) 金融商品取引業者等又は金融機関が提示する価額 (売気配相場を除く。)

(3) 価格情報会社の提供する価額

2 前項の規定による評価ができない有価証券については、投資信託財産に係る評価及び計理等に関する規則の規定に基づき評価するものとする。

3 次に掲げる債券のうち、残存期間が概ね90日以内のもの (償還期間が3か月の国庫短期証券を含む) については、前2項の規定にかかわらず、償却原価法により評価することができるものとする。

イ 国債等

ロ 信用格付業者等からA-2又はP-2相当以上の短期信用格付若しくはA3又はA-相当以上の長期信用格付を取得している債券

ハ 委託会社が発行者の財務内容等を基にロに規定するものと同等の信用力を有すると認めたもの

- 4 償却原価法により評価している債券が、信用格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合で、時価と評価額の乖離の合計額が純資産総額の10bpを超えることとなった場合には、委託会社の取締役会等に報告することとする。さらに、当該乖離の合計が純資産総額の50bpを超えることとなった場合には、委託会社は監査法人又は公認会計士と協議の上、適切な対応を開始するものとし、金融庁に報告するものとする。
- 5 前2項における償却原価法は、MR F等の組入債券について、買付に係る受渡日から償還日の前日まで取得価額と償還価額の差額を当該期間で日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額により評価するものとする。なお、買付約定日から同受渡日前日までの間は、帳簿価額で評価するものとする。
- 6 MR F等が組入れているCPについては、前項の規定にかかわらず、取得価額で評価するものとし、当該CPの割引料は受取利息として日々計上するものとする。

(販売に関する事項)

第27条の2 委託会社は、受益者の利便性やMR F等の信託財産の流動性確保の観点から、MR F等を取り扱う金融商品取引業者等（以下「販売会社」という。）とも連携しつつMR F等の適切な資金管理を行うものとする。

(開示に関する事項)

第27条の3 委託会社は、少なくとも月1回は投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則（以下「運用報告書規則」という。）に基づき、月次開示を行うものとする。

- \* 運用報告書規則第16条の2
- \* 運用報告書規則第17条

(流動性に関する事項)

第27条の4 委託会社は、MR F等の信託財産の流動性を確保する観点から、当日中に換金可能な資産（わが国の国債証券、残存期間が60日以内の政府保証債券、日本銀行が発行する債権及びこれらを除く翌営業日以内に満期となる投資対象資産をいう。）を、当該MR F等の純資産総額の30%以上保有するものとし、日々これらの内容の確認を行うものとする。

(投資信託約款への一部解約に関する記載事項)

第27条の5 委託会社は、突発的な市場の急変等に対応するため、委員会決議に定める記載例を参考にして、MR F等の投資信託約款（以下「約款」という。）に「投資信託契約の一部解約」に関する事項を記載するものとする。

- \* 委員会決議2

(ストレステストの実施等)

第27条の6 委託会社は、MR F等の運用に係るストレステストを四半期に一度の頻度で実施するとともに、ストレステストの結果、特定の脆弱性（信用リスク、市場リスク、流動性リスク等）が発見された場合には、当該脆弱性の解消に向けた措置の実施等、適切な対応を行うものとする。

(緊急時対応策の整備)

第27条の7 委託会社は、MR F等の元本が毀損した際等の緊急時対応策（以下「コンティンジェンシー・プラン」という。）を策定し、金融庁に提出することとする。また、コンティンジェンシー・プランの有効性について適宜検証し、必要に応じて新たな対応手段の追加等を検討することとする。

2 委託会社は、前項に規定するコンティンジェンシー・プランの策定に当たり、MR Fについては、販売会社や関係者との費用負担等に関する取決め等について事前に計画し、その内容を当該プランに盛り込むこととする。

3 委託会社は、第1項に規定するコンティンジェンシー・プランの策定に当たり、MMFについては、その商品特性や規模等を踏まえ、元本が毀損した際や、突発的な大口の解約請求への対応策及び防止策（想定される販売会社に関する対応策を含む）を記載することとする。また、残存受益者への影響を軽減する観点から、解約時等における時価と償却原価法による評価額に差が生じた場合に解約手数料や信託財産留保額を設置する必要性についての検討、解約制限、解約停止及び繰上償還に関する事項についての検討等、それらを適用するに当たっての優先順位を含め（限度額など各措置を実施できなくなる条件がある場合にはその内容を含む）、事前に計画し、その内容を当該プランに盛り込むこととする。

(MMFの運営に関する留意事項)

第27条の8 委託会社は、MMFの組成に当たり、受益者の属性が混在しないこととするため、組成するMMFごとに個人又は法人に受益者を限定した上で組成することとする。

2 委託会社は、MMFの元本が毀損した際に追加設定ができない旨を約款や目論見書に明確に記載することとし、約款に定めた解約手数料や信託財産留保額、解約停止及び繰上償還など商品性に係る重要な内容について、投資者へ十分な説明が行われるよう販売会社とも連携し、適切に対応することとする。

3 委託会社は、運用報告書規則に基づきMMFに係る運用報告書を作成するものとする。

## 第4章 雑則

(細則)

第28条 この規則の施行に関し、必要な事項を細則で定める。

(その他)

第29条 MR F等の運営に関し、この規則に定めのない事項については、理事会の決議をもって定めることができるものとする。

(所管委員会への委任)

第30条 理事会は、この規則に関する細則の改正について、自主規制委員会に委任することができるものとする。

2 自主規制委員会は、委任された事項に関し決定（理事会が必要と認めるものに限る。）を行った場合は、速やかに理事会にその内容を報告するものとする。

附 則

1. この規則は、平成16年4月1日から実施する。
2. この規則の実施日現在における、旧理事会決議「MMF等の運営について」の附則1.のなお書きの適用については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成16年7月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成16年11月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年3月18日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年5月24日から実施する。

附 則

この改正は、平成18年6月19日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から実施する。

ただし、改正後の第27条の2の規定は実施日以降新たに開始する計算期間から適用する。

附 則

この改正は、平成19年11月16日から実施する。

附 則

この改正は、平成19年12月21日から実施する。

附 則

この改正は、平成20年10月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成21年1月16日から実施する。

ただし、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）附則第38条に規定する短期商工債については、第9条第18号に規定する短期社債等とみなす。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成25年1月4日から実施する。

附 則

この改正は、平成28年12月1日から実施する。

ただし、第1条の改正については、平成29年12月1日から実施とする。

\*改正条項は、次のとおりである。

(1) 改正

第1条、第2条第1項第11号、第7条、第14条第3項、旧第17条第1項第3号、第19条第1項第4号、第22条第3項、同第4項、第24条

(2) 新設

第4条の2、第15条第1項第3号、第16条の2、第16条の3、第16条の4、第21条の2、第27条第1項（旧第1項及び第2項を繰り下げ）、第27条の2（旧第27条の2を繰り下げ）、第27条の4、第27条の5、第27条の6

(3) 削除

第5条第2項、第6条第4項（旧第5項から第8項を繰り上げ）、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条第1項第2号、第17条第1項第2号（旧第3号及び第4号を繰り上げ）

附 則

この改正は、令和5年1月19日から実施する。

ただし、この改正の際現に存するMR F等については、令和5年7月19日までの間は、従前の規定によることができるものとする。

\*改正条項は、次のとおりである。

(1) 改正

第1条、第3章標題、第19条、第20条、第21条の2、第22条第4項～第5項、同条第6項～第7項（第6項新設に伴い繰り下げ）、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条第2項～第3項（第2項～第4項新設に伴い繰り下げ）、第27条の2、第27条の3、第27条の4、第27条の5、第27条の6、第29条

(2) 新設

第1条の2、第22条第6項（旧第6項及び旧第7項を繰り下げ）、第27条第2項～第4項（旧第2項～第3項を繰り下げ）、第27条の7、第27条の8

(3) 削除

第2章（第2条から第7条及び第13条から第18条）